

放送番組の編集の基準

1. エフエム・サンは、坂出市民並びに宇多津町民の生活圏域の放送として、地域の文化向上・公共の福祉・地域の産業と経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域の信頼に応える放送を行う。また、災害の発生時においては緊急放送局として、住民の安心・安全に寄与する放送を行う。

2. 放送にあたっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意すると共に即時性、普遍性、多様性などコミュニティ放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。

- (1) 正確で迅速な報道
- (2) 健全な娯楽
- (3) 教育・教養の進展
- (4) 児童及び青少年に与える影響
- (5) 節度を守り、真実を伝える広告
- (6) 的確な地域情報の提供
- (7) 災害、天災に関する迅速な情報提供
- (8) その他、生命にかかわる情報や生活情報

3. 次の基準はコミュニティ放送の番組及び広告など全ての放送に適用する。

放送番組一般の基準

第一項 人権・人格・名誉

1. 人権を守り、人権を尊重する。
2. 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
3. 職業を差別的に取り扱わない。

第二項 人種・民族・国際関係

1. 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
2. 国際親善を妨げるような放送はしない。

第三項 宗 教

1. 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

第四項 政治・経済

1. 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
2. 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重期する
3. 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかに、公平に取り扱う。
4. 現在裁判にかかっている事件については正しい法的な措置を妨げるような取扱いはない

第五項 社会生活

1. 公安及び公益を乱すような放送はしない。
2. 暴力行為は、どのような場合にも容認しない。

第六項 風 俗

1. 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない。
2. 不健全な男女関係を魅力的に取り扱ったり、肯定するような表現はしない。

第七項 表 現

1. 下品な言葉遣いはなるべく避け、また卑猥な言葉や動作による表現はしない。
2. 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
3. 残虐な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
4. 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。
5. ニュース、臨時ニュース、公示事項、気象情報などの放送形式を劇中の効果などに用いるときは事実と、混同されることのないように慎重に取り扱う。

第八項 犯 罪

1. 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
2. 犯罪手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

第九項 性 表 現

1. 性に関する事項は、聴取者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
2. 性衛生や性病に関する事項は医療、衛生上必要な場合のほかには取り扱わない。
3. 肉体・寝室描写など官能的な素材を取り扱うときは刺激的な表現を避ける。

第十項 訂 正

1. 放送が史実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取消、または訂正する。

各種放送番組の基準

第1項 教養番組

1. 一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることを旨とする。
2. 大多数の要望ばかりでなく、あらゆる階層の要望も満たすように努める。
3. 社会的関心を高め、また生活文化についての知識を深めるように努める。
4. 学術研究の発表その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性取扱いは一般的に認められている倫理と専門的な標準に従う。

第2項 教育番組

1. 放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって、有益適切であるように
2. 放送を通じて、教育の機会均等のために努力する。

第3項 児童向け番組

1. 児童に与える影響を考慮し、豊かな情操と健全な精神を養うように努める。
2. 児童がまねることによって害になる放送や児童に趣旨が誤解されやすい放送はし
3. 児童に異常な恐怖を与えるような表現はしない。
4. 児童に害を与えるような迷信は取り扱わない。

第4項 報道番組

1. 言論の自由を維持し、真実を報道する。
2. ニュースは事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また先導的な表現
3. ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見が明らかに区別されるよ表現する。
4. 災害などの緊急事態に際しては、すすんで情報を提供して人命を守り、災害の拡大防止に寄与するように努める。
5. ニュース解説または論評は、ニュースと明確に区別されるように取り扱う。

第5項 スポーツ番組

1. 健全なスポーツ精神のかん養と体位の向上に役立つように努める。
2. アマチュアスポーツの取扱いは、その目的と精神を尊重し、特に少年選手につ慎重にする。

第6項 芸能番組

1. すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするように努める。
2. 古典芸能の保存と各種の芸能の育成に役立つように努める。
3. 放送の特性をいかした新しい芸能分野を開拓する。
4. 芸能作品の放送については、その芸能性を尊重し、取扱いは良識に基づいて慎重

第7項 娯楽番組

1. 家庭を明るくし、生活内容を豊かにするように努める。
2. 身体的欠陥などにふれなければならないときは、特に慎重に取り扱う。

なお、エフエム・サン株式会社は日本民間放送連盟の放送基準を準用いたします。